

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県代表監査委員から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成23年3月18日

神奈川県監査委員 高岡香
同 長峯徳積
同 国吉一人
同 此村善人

- 1 監査実施箇所名
監査事務局
- 2 監査実施日
平成22年9月16日（平成22年8月18日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成22年11月2日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第18号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、インターネット利用料等に履行確認後3月を超えて支払っているものがあつた。(総務課)	指導事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を確実に複数の職員で行うなど、適正な事務執行に努めることとした。